

中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例の創設

集中投資期間中における中小企業の生産性革命を実現するための臨時・異例の措置として償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じるとして創設されたのが「中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例」です。

中小企業者等が一定の設備を取得した場合に、その固定資産税を3年間 2分の1から最大ゼロまで軽減するもので、設備投資を検討する上で活用を期待できる優遇措置といえます。

《適用要件》

① 対象者

中小企業者等のうち、先端設備等導入計画の認定（労働生産性年平均3%以上の向上、市町村計画に合致）を受けた者

② 対象地域

導入促進基本計画の同意を受けた市町村（「固定資産税ゼロ」については、東京都では23区、八王子市などが導入する見通しです。）

③ 対象設備

生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備で、生産・販売活動等の用に直接供されるものであること。また中古資産でないこと。

（市町村によって異なる場合があります）

【 減価償却資産の種類/最低取得価格/販売開始時期 】

- ◆機械設備/160万円以上/10年以内
- ◆測定工具及び検査工具/30万円以上/5年以内
- ◆器具備品/30万以上/6年以内
- ◆建物附属設備/60万円以上/14年以内

《特例措置》

固定資産税の課税標準を、3年間、ゼロから2分の1に軽減する。